

事業概略書

事業名	障害者の働く力と働く支援量尺度のあり方に関する研究
事業目的	<p>国連障害者の権利条約の批准に向けた国内法の整備が検討されている状況下、働くことはその人の自己実現のための大きな要素であり、働くことを希望する障害のある人々の思いを尊重し、安心して継続的に働くことのできる必要な支援を行い、働く権利を保障していくことが求められている。</p> <p>働くことを希望する障害者への支援の一層の拡充を図るため、障害者の「働く力」を客観的に評価できる尺度のあり方を研究するとともに、就労継続支援事業所等における「働く支援」に対する支援量を適正に把握することのできる尺度のあり方の研究を行うことを目的に実施した。</p>
事業概要	<p>(1) 障害者の「働く力」の尺度のあり方の研究</p> <p>労働能力尺度を策定している他国の先行例や、日本の障害者職業カウンセラー等による就労支援アセスメント状況、労働基準監督署の最低賃金減額特例発効の際の基準、特別支援学校の就労に向けた支援アセスメント等について、内容を分析し、共通した「働く力」の尺度のあり方を研究した。</p> <p>(2) 障害者の「働く支援量」の尺度のあり方の研究</p> <p>就労継続支援事業所において試行調査を行い、支援項目と支援量を把握し、今後の訓練等給付における利用者の状態像と支援量に応じた職員の適正配置についての仮説を提言した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>(1) 本人の希望と周囲の評価の調整ができる合議体機能の形成と、そこで使われる「共有化された客観的指標（尺度ツール）」の開発が必要であり、その開発の方向性として、最低賃金減額特例発効の基準や就労移行支援チェックリストの内容をふまえ、本人・支援者・働く場などの「働く力と働く支援量」の客観的指標として共有化できる必要なアレンジメントを考える必要がある。</p> <p>(2) 職員の適正配置のための働く支援量の要素（①利用者の基本的遂行能力、②利用者を支える職員の支援、③利用者の働き方の意向と個別支援計画の方向性とのマッチング、④必要な生活支援と相談・助言、⑤適切な作業内容の設定）をふまえ、今後の本格的調査につなげていく必要がある。</p>
事業主体	<p>〒100-8980</p> <p>東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル</p> <p>社会福祉法人 全国社会福祉協議会</p> <p>TEL : 03-3581-6502 E-MAIL : selp@shakyo.or.jp</p>

- (注) 1. 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するので、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
2. 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途、実施した事業についての報告書冊子を必ず提出すること。